

保険契約者代理特約のしおり・特約条項 (中途付加用)

この冊子は、特約の付加に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、特約の付加をお申込みいただきますようお願いいたします。

また、特約を付加された後は、保険証券などとともに、大切に保管してください。

明治安田生命保険相互会社

目 次

	ページ
特約中途付加のしおり	1
保険契約者代理特約条項	5

保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度)

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）とは

ご契約者が、ご契約に関する手続を行なうことができない特別な事情がある場合に、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定の手続を行なうことができる特約（制度）です。

1 保険契約者代理人による手続ができる場合

- ご契約者が、傷害または疾病等によりご契約に関する手続の意思表示が困難な場合
- ご契約者と被保険者が同一人で、被保険者の病名などを知らされていないため、保険料払込免除の請求ができない場合

2 保険契約者代理人による代理可能な手続

●保険契約者代理人がご契約者に代わって行なうことができるのは、住所変更、保険金額の減額、解約などの手続です。ただし、次の手続はご契約者に代わって手続を行なうことはできません。



●次の手続は、ご契約者に代わって手続を行なうことはできません。

- 告知を要する手続^①
- 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等^②および年金支払特約の付加手続
- ご契約者の変更手続^③
- 保険契約者代理人の変更手続
- 保険金等の受取人の変更手続
- 後継年金受取人の変更手続
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続

①ご契約者と被保険者が異なる場合の復活手続は代理可能な手続です。

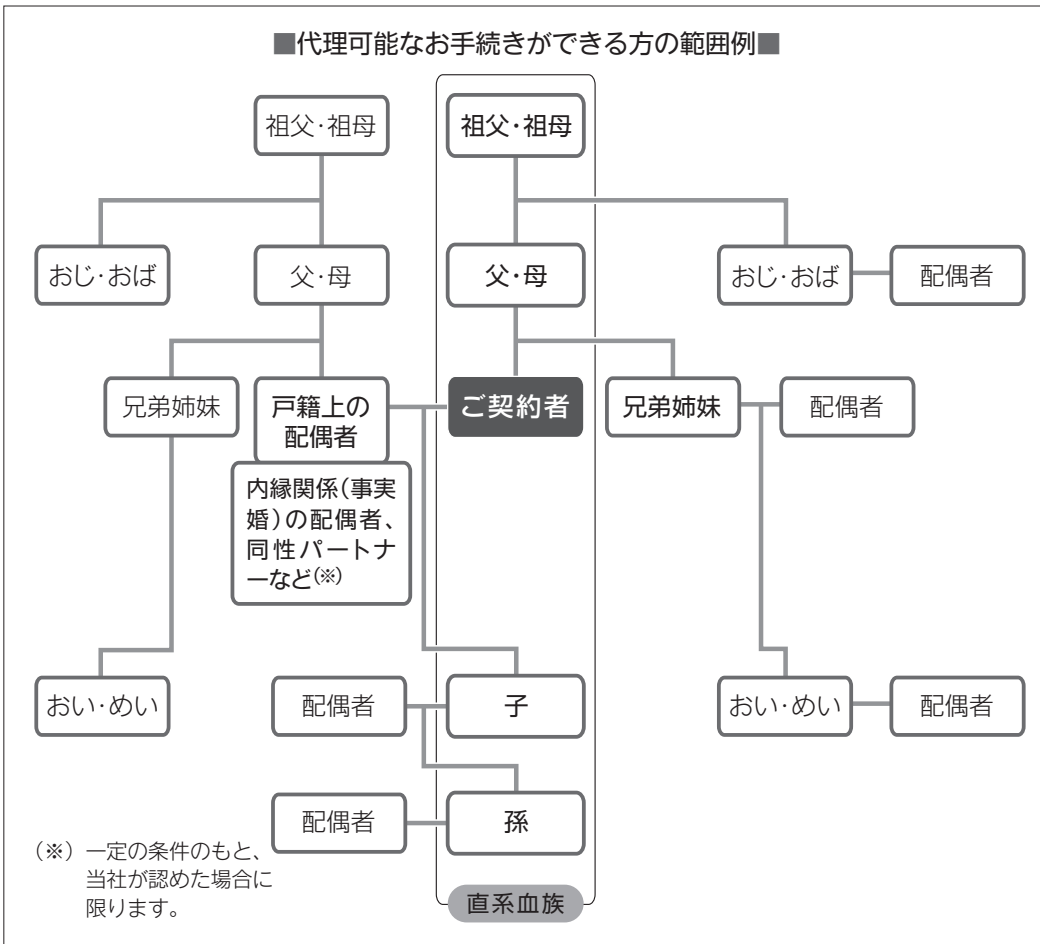
②年金移行特約（返戻金型）を含みます。

③被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続は、代理可能な手続です。

保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめご契約者が指定する必要があります。
- ご契約者は、当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行なう手続き時における、次のいずれかの者です。
 - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
 - ③ご契約者の兄弟姉妹
 - ④ご契約者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
 - ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認められた者^④
 - ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー^⑤など）
 - イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行なっている者^⑥

■代理可能なお手続きができる方の範囲例■



^④当社が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限りします。

^⑤男女の婚姻関係と異なる程度の実態を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

^⑥会社等の団体（団体の代表者を含みまず）を除きます。

ご注意



●保険契約者代理人の取扱いが受けられない場合

保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、**保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。**

- ①未成年者^⑦
- ②成年被後見人^⑦
- ③破産者で復権を得ない者

また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行なう意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。

^⑦保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。



ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。

ご請求・お支払いについて

- お支払いした保険金または返戻金などは、保険契約者代理人ではなく、ご契約者に帰属します。
- 保険金または返戻金などを保険契約者代理人にお支払いした場合には、**その後重複して保険金または返戻金などをご請求いただいてもお支払いできません。**
- ご契約内容について保険契約者代理人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、保険契約者代理人に回答することがあります。
- 保険契約者代理人に保険金などをお支払いした後または保険料のお払込みを免除した後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除の状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。



ご契約者は、保険契約者代理人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって手続きできること」を必ずお知らせください。

手続きに必要な書類一覧

- 諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることがあります。
- 詳しくは、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にご相談ください。
- 当社の窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

注・書類のご準備にかかわる費用等をご負担ください。
 ・ご提出いただいた請求書類は返却いたしませんのでご了承ください。

必要書類		当社所定の書類	保 險 証 券	印鑑証明書		戸籍抄本		当社所定の診断書	事 受 傷 故 状 証 明 書 ・	備 考
				保 険 契 約 者	保 険 契 約 者 代 理 人	保 険 契 約 者	保 険 契 約 者 代 理 人			
項 目										
保険契約者代理特約 (契約者手続 サポート制度)	住所変更などの 代理手続	<ul style="list-style-type: none"> 請求書 保険契約者代理手続に関する確認書 	○	○	○	○	○	○	*	<ul style="list-style-type: none"> * 疾病による場合は不要 ・ほかに保険契約者代理人の住民票、「保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない場合」に該当していないことを証明する書類、保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写しが必要

保険契約者代理特約条項

この特約の内容 主たる保険契約の保険契約者が、所定の手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、保険契約者に代わってあらかじめ指定した保険契約者代理人が行なうための取扱いについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この保険契約者代理特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
被保険者	この特約が付加される主契約の被保険者のことをいいます。
保険契約者代理人	第6条第①項に定める者
保険金等	保険金、給付金および年金などのことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。ただし、保険契約者が会社、官公署等の団体^①である場合は、この特約を付加することができません。

第3条 保険契約者代理人の指定および変更

- ① 保険契約者は、この特約を付加する際に、保険契約者代理人^①を指定するものとします。
- ② 保険契約者は、第①項の規定により指定した保険契約者代理人を変更することができます。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。

第4条 保険契約者代理人による代理可能な手続き

保険契約者代理人が行なうことのできる代理可能な手続きは、次の各号の手続きとします。

- 1. 主約款および特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続き。ただし、次の手続きは除きます。
 - ア. 告知を要する手続き。ただし、保険契約者と被保険者が同一人でない場合の保険契約の復活手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - イ. 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等^①および年金支払特約の付加手続き
 - ウ. 保険契約者の変更手続き。ただし、被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たな保険契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - エ. 保険契約者代理人の変更手続き
 - オ. 保険金等の受取人^②の変更手続き
 - カ. 後継年金受取人の変更手続き
 - キ. 保険契約者と被保険者が同一人である場合における、被保険者の同意を必要と

第2条 備考

- ① 団体の代表者を含みます。

第3条 備考

- ① 保険契約者代理人は1人とします。

第4条 備考

- ① 年金移行特約（返戻金型）等を含みます。

- ② 死亡保険金受取人、満期保険金受取人などをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

する手続き

2. 保険契約者と死亡保険金受取人^③が同一人である場合における死亡保険金等^④請求手続き^⑤
3. 保険契約者と満期保険金受取人が同一人である場合における満期保険金請求手続き^⑥
4. 保険契約者と年金受取人が同一人である場合における年金の請求手続き

第5条 保険契約者代理人による手続き

- ① この特約の付加日^①以後、第4条に定める保険契約者代理人による代理可能な手続きにあたって、保険契約者が手続きをすることができない次の各号に定める特別な事情があると当社が認める場合は、保険契約者代理人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険契約者の代理人として手続きをすることができます。
 1. 保険契約者が手続きを行なう意思表示が困難である場合
 2. 保険契約者が傷病名や余命についての告知を受けていない場合^②
 3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金や返戻金等の請求があった場合には、当社は保険契約者代理人に対し、保険金や返戻金等を支払うことができます。
- ③ 第②項の請求に基づき、当社が保険契約者代理人に対し保険金や返戻金等を支払った場合には、その後重複して保険金や返戻金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、保険契約者代理人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^④をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金や返戻金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第6条 保険契約者代理人

- ① 保険契約者代理人は、手続き時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかに該当することを要します。
 1. 保険契約者の戸籍上の配偶者
 2. 保険契約者の直系血族
 3. 保険契約者の兄弟姉妹
 4. 保険契約者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、保険契約者と同居している者
 - イ. 保険契約者から委任を受ける等により、保険契約者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が、手続き時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。
 1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が保険契約者を第5条第①項の各号の状態に故意に該当させた者である場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受け

第4条 備考

- ③ 死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人を含みます。
- ④ 死亡給付金などを含みます。
- ⑤ 支払方法として、すえ置支払いが選択された場合、すえ置かれた死亡保険金等または満期保険金の請求手続きは除きます。

第5条 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 保険料の払込免除手続きをする場合に限りです。

- ③ 保険料の払込免除を含みます。

第6条 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

ることはできません。

- ④ 保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当した後、その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態にないと当社が認めた場合は、それ以後再度その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当するまでは、その保険契約者の保険契約者代理人は第4条に定める代理可能な手続きを行なうことはできません。

第7条 重大事由による特約の解除

当社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 暴力団、暴力団員^①、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
 - イ. 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第7条 備考

- ① 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第8条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 保険契約者が変更されたとき
4. 保険契約者代理人が死亡したとき

第10条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

（令和5年6月1日実施）

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

お電話によるお問い合わせ窓口

明治安田コミュニケーションセンター

外貨建・エブリバディプラス (運用重視タイプ) 円貨建・エブリバディプラス (そなえるタイプ、ふやすタイプ)	 0120-510-155
上記以外の商品	ようこそ ハロー  0120-453-860

月曜～金曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～18:00

土曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～17:00

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03-3283-8111 (代表)

明治安田ホームページ
<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田

検索

